

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 22 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任払いにおける
個人番号の活用に当たっての留意事項等について

先般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 150 号。以下「整備省令」という。）により、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の改正が行われ、平成 28 年 1 月 1 日から、療養費の支給の申請に係る申請書への選択的記載事項として、個人番号を追加することとされたところです。

これに伴い、柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔整療養費」という。）の受領委任の取扱いについて、下記のとおり留意事項等をお示ししますので、貴管下の施術管理者である柔道整復師及び勤務する柔道整復師に対し、講習会等の機会を活用する等により、適切な指導等を実施いただきますようお願いいたします。

記

1 整備省令の内容について

整備省令においては、各種申請書等の記載事項として、個人番号が規定されたところであるが、療養費の支給の申請に係る申請書については、柔整療養費が、受領委任払いにより行われていることに鑑み、個人番号は、選択的記載事項とされたこと。

療養を受けた者が、国民健康保険の被保険者の場合は、柔道整復施術療養費支給申請書（以下「申請書」という。）に、当該療養を受けた被保険者

の氏名又は個人番号及び申請人の氏名又は個人番号を記載することとされたこと。(整備省令による改正後の国保則第 27 条第 1 項及び第 28 条の 2)

療養を受けた者が、後期高齢者医療の被保険者である場合は、申請書には、当該療養を受けた被保険者の氏名又は個人番号を記載することとされたこと。(整備省令による改正後の高確則第 47 条第 1 項)

2 申請書への個人番号の記載について

申請書については、現行の様式を使用することとし、個人番号の記載については、申請書の右上の余白を行うこと。

3 申請書に個人番号を記載する場合の添付書類等について

柔整療養費については、施術管理者に受領委任を行う取扱いが認められており、この場合、施術管理者が、被保険者から委任を受けて申請書を提出する取扱いとなっている。このため、申請書に個人番号が記載されている場合、施術管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第 3 号の規定に基づき、療養費の支給を受けるべき者の代理人として、保険者に対し個人番号を提供することとなる。したがって、施術管理者は、被保険者に対して、柔整療養費の請求の際に経由する全ての者を説明した上で、これらの全ての者に対する委任を求めなければならないこと。なお、個人番号の記載がない場合は、従前のおりの取扱いとなる。

また、番号利用法第 16 条の規定に基づき、個人番号が記載された申請書の提供を受けた保険者は、個人番号の本人確認の措置として、「①代理権の確認」、「②代理人の身元（実存）の確認」及び「③本人の番号確認」を行うこととなること。このため、施術管理者及び柔整療養費の請求の際に経由する全ての者（以下「施術管理者等」という。）は、個人番号が記載された申請書に、次に掲げる書類を添付する必要があること。

- ① 当該個人番号の提供に関する被保険者から施術管理者等への委任状（申請書が、公益社団法人都道府県柔道整復師会長、施術管理者が所属する施術団体の長等、施術管理者以外の者を経由して保険者に提出される場合は、これら全ての者に対する委任状とする。）（別紙参考例を参考にされたい。）
- ② 施術管理者等の身元（実存）を証明するための書類（施術管理者の自動車運転免許証等の写し等。申請書が、公益社団法人都道府県柔道整復

師会長、施術管理者が所属する施術団体の長等、施術管理者以外の者を
経由して保険者に提出される場合は、これらの者の身元（実存）を証明
するための書類（都道府県柔道整復師会会長等の自動車運転免許証、旅
券等の写し）とする。）

- ③ 被保険者の個人番号を確認するための書類（被保険者の個人番号カー
ドの写し、個人番号の通知カードの写し、個人番号が記載された住民票
の写し、住民票記載事項証明書等）

また、この場合、施術管理者等は、番号利用法に基づき、適切に個人番
号を取り扱う必要があること。個人番号の漏えいによっては、番号利用法
第51条に規定する特定個人情報保護委員会から是正の勧告及び命令が行わ
れる場合があり、それに従わない場合、罰則の適用があること。

4 健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者の取扱い

整備省令の施行時期が異なることから、別途連絡するものであること。

このため、それまでの間、健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者
の場合にあっては、申請書に個人番号を記載しないこと。

委 任 状

私は、 年 月分の柔道整復師の施術に係る療養費について、個人番号を利用して申請することとし、その限りにおいて、(施術管理者氏名) (及び〇〇県柔道整復師会会長等の氏名^{※1}) に対して、個人番号の取扱いを委任します。

平成 年 月 日

住 所

被保険者氏名^{※2}

※1 公益社団法人都道府県柔道整復師会会長、施術管理者が所属する施術団体の長等、施術管理者以外の者を經由する場合は、經由する全ての者の名称を記載すること。

※2 被保険者氏名欄は、被保険者の署名又は記名押印が必要。
